

入札説明書

平成 27 年札幌市告示第 313 号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

平成 27 年 2 月 2 日

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目

札幌市教育委員会学校教育推進課教育推進係

電話：(011)211-3851 / Eメール：kyoiku-suishin@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

平成 27 年度札幌市立中学校外国語及び小学校外国語活動に関する指導業務

(2) 調達案件の仕様等

別添 1 「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

平成 27 年 5 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

委託者が指定した市立小学校、中学校及び小中学校

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札による。予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書及び企画書を提出すること。

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 平成 25・26 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「役務（一般サービス業）」の「その他サービス業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記 5 (2) の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 調達役務の内容と、同種又は類似の履行実績を有する者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成27年3月16日（月）16時00分（送付の場合は必着のこと）

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙（様式1）にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成27年3月25日10時00分開札〔平成27年度札幌市立中学校外国語及び小学校外国語活動に関する指導業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「平成27年3月25日10時00分開札〔平成27年度札幌市立中学校外国語及び小学校外国語活動に関する指導業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで「委任状」（様式2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

平成 27 年 3 月 25 日（水）10 時 00 分

STV 北 2 条ビル 3 階入札室（札幌市中央区北 2 条西 2 丁目）

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 企画書の提出場所等

入札に参加する者は、入札書と併せて、提案内容を説明する企画書（様式 4）を提出すること。

(1) 企画書の提出場所、受領期限、提出方法

上記 5 の入札書に同じ。

(2) 作成要領

別添 1 「仕様書」及び別添 2 「企画書作成要領」を熟読の上、作成すること。

(3) 注意事項

ア 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めない。

イ 提出された企画書は返却しない。

ウ 提出された企画書の内容は原則として公表しない。ただし、「札幌市情報公開条例」等に基づく請求などにより、公開される場合がある。

エ 企画書の著作権は、個々の提案者に帰属するが、本事業において公表が必要と認められる場合は、本市は企画書の全部又は一部を使用できるものとする。なお、企画書の記述が、著作権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、入札者

が負うこととする。

オ 採用された企画の使用権は、札幌市に帰属する。

カ 企画書等、本入札に係る書類の作成、提案にかかる費用は、入札者の負担とする。

キ 実際の業務内容は、企画書に基づき、本市と落札者による協議により決定する。

7 提出書類の審査

本市は、入札書・企画書の確認を行い、不備がある場合は失格とする。

8 プレゼンテーションの実施

本市は、前項において失格とならなかった入札者に対し、プレゼンテーションの実施について通知を行う。入札者は、企画書に基づき、企画概要を説明するプレゼンテーションを行うこと。

(1) 開催日時及び場所

日時：平成27年3月下旬

場所：札幌市教育委員会（札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル）

詳細は各参加者に別途通知する。

9 落札者の決定

別添3「落札者決定基準」に基づき、落札者を決定する。

(1) 企画審査

前項のプレゼンテーション終了後、本市が設置する審査委員会が、企画書及びプレゼンテーションの内容を審査・評価し、「企画点」を決定する。

(2) 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、入札金額を評価する「価格点」と企画内容を評価する「企画点」の総得点が最も高い者を落札者とする。

(3) 最高得点獲得者が2以上ある場合（同点の場合）の決定方法

「企画点」が高いものを落札者とする。「企画点」が同じ場合は、「入札金額」が低い者を落札者とし、「企画点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、別途日を定め、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 参加停止措置への対応

入札の日から落札者決定までの間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けたものは、落札者とししない。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 落札者の決定通知

落札者については、告示及び札幌市契約広報に登載するとともに、札幌市公式ホームページ(<http://www.city.sapporo.jp/>)に掲載する。また、入札結果については、落札者の決定後すみやかに、各入札者に書面で通知する。

(7) 消費税及び地方消費税に関する申立書

落札者は、落札決定後、直ちに「消費税及び地方消費税に関する申立書」(様式3)を提出すること。

10 質疑の受付

本業務及び入札についての質疑等は「質問書」(様式5)に記載の上、提出すること。電話による質問は認めない。

(1) 受付期限

平成27年2月23日(月)17時00分必着

(2) 質問方法

原則として、電子メールとする。

メールアドレス: kyoiku-suishin@city.sapporo.jp

(3) 回答及び質疑の公開

回答は、原則電子メールにより随時行う。また、提出期限後にすべての質問及び回答の概要を、入札参加申込書を提出したすべての者に電子メールで送付するとともに、札幌市公式ホームページ(<http://www.city.sapporo.jp/>)上で公開する。

11 契約に関する事項

(1) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(2) 契約条項

別添4「契約書案」のとおり

(3) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止

の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、本入札説明書に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。
- (4) 上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。
- (5) 本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。
- (6) (5)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。
- (7) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

【全体スケジュール】

項目	実施期間または期日
入札告示	平成 27 年 2 月 2 日 (月)
質問受付期間	平成 27 年 2 月 2 日 (月) ～平成 27 年 2 月 23 日 (月) 17 時まで
入札書・企画書の受領期限	平成 27 年 3 月 16 日 (月) 16 時 00 分
プレゼンテーション実施	平成 27 年 3 月下旬
開札	平成 27 年 3 月 25 日 (水) 10 時 00 分
落札者決定通知	平成 27 年 3 月下旬

【関係書類等一覧】

書類等
入札説明書 (本書)
仕様書 (別添 1)
企画書作成要領 (別添 2)
落札者決定基準 (別添 3)
契約書案 (別添 4)

【様式一覧】

番号	様式名
様式 1	入札書
様式 2	委任状
様式 3	消費税及び地方消費税に関する申立書
様式 4	企画書
様式 5	質問書